

## 2 給水装置工事の申請



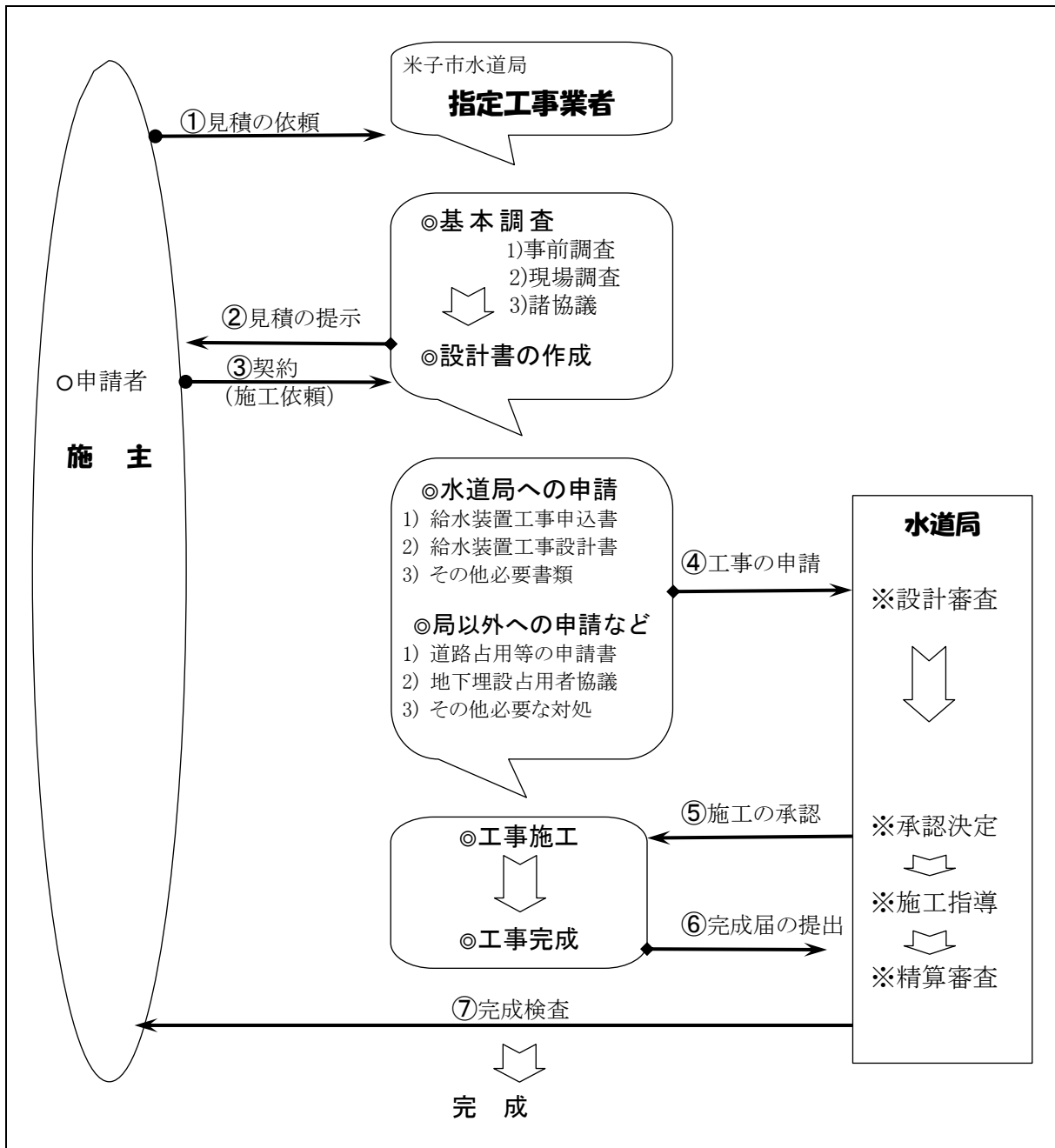
## 2 給水装置工事の申請

### 2.1 給水装置工事の申込手続き (条例第8条及び第10条関係)

給水装置工事の申し込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、米子市水道局が指定した給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)を選定し、工事の委託契約を結び、指定工事事業者は米子市水道事業管理者(以下「管理者」という。)に次のとおり申し込むものとする。

#### 給水装置工事の施工手順

①→②→③→④→⑤→⑥→⑦→完成



## 2.1.1 給水装置工事の申込みの受付

給水装置工事の申込みの受付は、米子市水道局給水課審査係(以下「審査係」という。)において行う。

## 2.1.2 申込書の作成

指定工事業者は、次に掲げる書類のうち、申込みに必要なすべての書類を、申込者に説明し了解を得た上で作成し、審査係に提出する。

### (1) 給水装置工事申込書(施行規程第4条、様式第3号)

所定の用紙に申込者及び指定工事業者名を記入し、押印したもの。ただし、集合住宅等で、申込者及び建物が同一の場合は一部を提出する。

### (2) 給水装置工事設計書(施行規程第5条第1項、様式第8号)

- ① 所定の用紙に、使用材料、配管図面等を記入したもの。
- ② 水理計算書を添付。(一般家庭及びそれに準ずる使用形態と推察される給水装置については、主任技術者の責任において栓数でメーター口径を決定してもよい。)
- ③ 集合住宅等で、申込者及び建物が同一の場合は、様式ソを添付する。

### (3) 利害関係人の同意書(条例第8条第2項関係)

申込者は、管理者が必要と認めるときは、次に掲げる書類を提出するものとする。

- ① 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするときは、当該給水装置所有者の承諾書(施行規程第4条第2項第1号、様式第4号)、支管分岐承諾書
- ② 他人の所有地を通過して給水装置を設置しようとするときは、当該土地所有者の承諾書(施行規程第4条第2項第2号、様式第5号)、土地使用承諾書
- ③ 他人の家屋又は他人の所有地内に給水装置を設置しようとするときは、当該家屋又は土地所有者の承諾書(施行規程第4条第2項第2号、様式第5号)
- ④ ①、②及び③により承認した所有者がその給水装置を変更又は撤去しようとするときは、当該関係者の承諾書(施行規程第4条第2項第3号、様式第6号又は第7号)

### (4) 寄付採納に関する寄付採納願及び寄付採納届

宅地開発、公道及び公道以外の道路に布設する給水幹線等を、維持管理上から水道局に寄付しようとする場合は、事前に寄付採納願(様式ア)を、工事完成後に寄付採納届(様式イ)を提出する。

なお、公道の場合は、寄付採納願(様式ア)の土地の所有者の記載は省略する。

- ◎ 寄付の採納基準は、原則口径50mm以上の給水幹線及び道路に縦断布設された給水管(以下「縦断布設給水管」という。)で次の項目の1つに該当するもの、並びに、維持管理上から管理者が必要であると認めた施設。

### (5) 第三者からの異議の申立てに関する誓約書

申込みのあった給水装置工事に関し、第三者から異議の申立てがあった場合には、当該

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 公道に布設された、給水幹線及び縦断布設給水管</li><li>2. 公道以外の道路で、公道認定の申請協議中で認定が見込まれる道路に布設された、給水幹線及び縦断布設給水管</li><li>3. 上記のほか、管理者が特に必要であると認めた管路</li></ol> |
|--|

**(5) 第三者からの異議の申立てに関する誓約書**

申込みのあった給水装置工事に関し、第三者から異議の申立てがあった場合には、当該申込者が責任をもって解決することの誓約書

**(6) 代理人の選定届**（条例第5条関係）

申込者または所有者、及び管理者において必要があると認められるきは、代理人を選定し届け出る書類（施行規程第2条 様式第1号）

**(7) 管理人の選定届等**（条例第6条及び条例第40条第4項関係）

- ① 給水装置を共有する者または管理者が必要であると認める者は、「給水装置管理人選定・変更届出書」（施行規程第3条第1項、様式第2号）
- ② 1個のメーターで2戸以上の水道使用者がある場合に特別な料金の算定を受けたいときは、「水道料金特例申請書」（施行規程第17条第1項 様式第17号）

**(8) 臨時用又は工事用給水装置申込書**

工事その他の理由により一時的に水道を使用するために給水装置を新設するときに、使用目的及び期間その他必要事項を記入して提出する書類（短期、簡易な給水装置にあっては、給水装置工事申込書に追加記載することにより代えることができる。）

**(9) 受水槽以下の給水設備の設置届**

水道水を水源とする受水槽以下に給水をするための給水設備を設置するときは、使用目的及び水量その他必要事項を記入し届け出る書類（様式ウ）

**(10) 自家用給水設備切替承認願**

井水を水源とする給水設備又は受水槽以下等の給水設備（以下「自家用給水設備」という。）を給水装置に切替えて使用したいときに提出する書類（様式オ）

**(11) 中・高層階直結給水申請書**

中・高層階直結給水を受けようとする場合は、事前に水道局と協議した後、中・高層階直結給水申請書を提出。

**(12) その他管理者が必要と認める書類**

- ① 出水不良となるおそれがあるときの誓約書（様式カ）
- ② 私有計量設備等の設置を希望するときの誓約書（施行規程第4条 様式第7号の2）
- ④ の他管理者が特に必要と認める書類

### 2.1.3 給水装置工事の申込みの取消し

給水装置工事を申込み、工事の承認後に工事を中止又は設計変更のために申込んだ工事を取消す場合は、取消願を審査係に提出すること。（様式ク）

## 2.2 加入者納付金の取扱い(条例第43条関係)

給水装置を新設又はメーター口径を増径する者は、メーターの口径の区分に従い、条例に定める額の加入者納付金を工事申込の際、納付しなければならない。この取扱いにあたっては、次に掲げるところによる。

### 1 給水装置を新設し、又はメーターを増口径しようとする者が、納付金の納付を拒否した場合

給水装置工事の申込みは給水契約の申込みであり、納付金の納付は条例に定めるところの供給条件の一つである。従って、工事申込者が納付金の納付を拒否したことは、給水契約の申込みの取消しに該当するとみなし工事の申込みを受理しないものとする。

### 2 造成団地等で道路工事等の都合により宅地内までの引込工事を施行する場合

後日、給水装置新設工事の申込みの際に徴収する。

### 3 工事その他の理由により、一時的に水を使用する現場事務所、仮事務所等に給水装置を新設する場合

口径に応じて徴収する。後日、増口径する場合は、差額を徴収する。

なお、給水装置を撤去した場合でも、納付金は還付しない。

### 4 同一敷地内に新築し、給水装置を新設するとき既設給水装置を工事用水として使用し、別個に給水装置を新設し、工事用水を撤去する場合

同一敷地内の新設は既設装置の布設替として工事するよう指導し、新設にメーターの増径がある場合は、その差額を徴収する。

### 5 同一敷地内で、2以上の既設給水装置を統合して一つの給水装置とする場合

新口径に応ずる納付金額が撤去するメーターの口径に応ずる納付金額の和を越える場合は、その差額を徴収する。

### 6 同一敷地内で、一つの給水装置を、分割して2以上の給水装置とする場合

既存口径の納付額相当内での分割は認める。

なお、余剰金の還付は行わない。

### 7 高層建築等で、受水槽を設置して給水する場合

受水槽に入る給水管のメーター口径に応ずる納付金を徴収する。

### 8 給水装置の所有者が、その給水装置を撤去して別の場所に同口径の給水装置を新設する場合

徴収する。

### 9 納付金の後納を認める場合(様式ケ)

給水装置工事の申込者が官公庁の場合、又は災害のために、緊急に給水装置工事が必要となり管理者が認めたときは、加入者納付金後納申請書の提出により、後納を認める。

### 10 上記の各項に該当しない場合

米子市水道事業管理者の指示による。

## 2.3 臨時用水（工事用水）の取扱い

工事その他の理由により、一時的に水道を使用するため、給水装置を新設し、使用が終わると同時に閉栓するものを臨時用水として取扱い、加入者納付金は徴収する。

### 2.3.1 臨時用水の条件

- (1) 工事現場、サーカス、選挙事務所、仮事務所、仮店舗等で使用目的及び使用期間が明確であること。
- (2) 臨時用水を申し込むときは新設工事と同じ手続を行うこと。
- (3) 臨時用水の使用料金及び撤去の際の精算料金徴収のため、工事申込者（使用者）の住所及び氏名は、当該申込者の会社の所在地又は自宅等の住所とし、法人の場合は、法人名で申込み、料金徴収に支障のないようにすること。

### 2.3.2 臨時用水の撤去

臨時用水の使用を終了したときは、工事申込者及び指定工事業者は施行規程第4条 第1項（様式第3号）により撤去工事の届出をし、給水管等の構材規程第14条及び取扱要綱（5.7.3）の定めるところにより撤去し、メーターを取り外し水道局に返納すること。

## 2.4 自家用給水設備の切替に関する取扱い

自家用給水設備を給水装置に切替るときは、次に掲げるところによる。

### 2.4.1 自家用給水設備の切替承認手続き

切替を希望するときは、指定工事業者に切替工事の委託をし、次に掲げる事項を記載した「自家用給水設備切替承認願」（様式オ）とともに「既設未確認給水設備の破損事故に関する念書」（2.4.2（5）関係）、「出水不良、口径不足の誓約書」（様式カ）を管理者に提出すること。

- (1) 切替を希望する理由
- (2) 自家用給水設備工事の施行業者住所氏名及び施行年月日
- (3) 自家用給水設備の使用材料明細書
- (4) 自家用給水設備の水源の種別及び給水方式
- (5) 自家用給水設備の配管図

### 2.4.2 自家用給水設備の検査

自家用給水設備の検査は次に掲げるところによる。

- (1) 外観検査は自家用給水設備が基準に適合しているか現場で検査する。
- (2) 耐圧試験は審査係員立会いのうえ、指定工事業者が行う。
- (3) 耐圧試験は切替を希望する配管部において原則、（当該最高静水圧×1.5）MPaで5分以上行い、水圧低下の有無を確認する。

尚、当該最高静水圧が、0.5 MPaを下まわる場合は、0.75MPa で 5 分間以上とする。

- (4) 基準に適合していない設備及び耐圧試験に合格しない設備は指定工事業者が改善工事を施工し、再度外観検査及び耐圧試験を行う。
- (5) 既設給水設備が埋込み、隠ぺい配管等により現場確認が困難なものについて、管理者が直結しても差し支えないと認めた場合は、本人(申込者)からの念書提出により、直結切替とすることができる。
- (6) 検査にあたって管理者が必要と認めたときは、自家用給水設備の掘出し又は切断等の検査を行うものとする。
- (7) 受水槽からの切替の場合、水質試験結果表(3ヶ月以内)を添付する。(P7-4 参照)

※基準 施行令第5条に規定する基準。

### 2.4.3 自家用給水設備の切替連絡工事

自家用給水設備の検査に合格したものは、給水装置工事申込書(施行規程第4条、様式第3号)を提出し、承認を受けた後に連絡工事を施行する。

設計書には、材料明細書の中に連絡工事に使用する材料と既設承認材料を区分して記入し、配管図は、連絡工事部分を赤線で記入し、既設承認部分は青線で記入して、記号で説明すること。

## 2.5 私有計量設備等の設置に関する取扱い

私有計量設備等を設置するときは、次に掲げるところによる。

### 2.5.1 設置手続き

設置を希望するときは、指定工事業者に一般の新設又は改造工事の委託をし、次に掲げる事項を記載した「私有計量設備等の設置に係る誓約書」(様式第7号の2)を管理者に提出すること。

- (1) 所在地
- (2) 水栓番号(お客さま番号)
- (3) 口径
- (4) 設置理由

### 2.5.2 取扱い

- (1) 工事の費用負担は私有計量設備の設置者等が行う。
- (2) 私有計量設備の設置個数は必要最小限の個数とする。
- (3) 栓数、材料等、規定の範囲内で行い、当該メーターを、取替え可能な配管構造とする。
- (4) 設置するメーター及びボックスについては、4.6.3の(4)に規定するものとする。



### 2.5.3 維持管理

私有計量設備等は設置者(所有者)の責任において管理すること。

下記計量法 第2条第2項に該当するときは、次により取り替えること。水道メーターは計量法第51条第1項で定められる特定計量器であり、同法 第72条第2項の規定により有効期間が設けられており、同法施行令第18条により有効期間は8年とするとあり、私有計量設備等も原則同じとする。

- (1) 有効期間内(8年以内)に新しいメーターに取り替えること。
- (2) 本体の破損、正常に動作しないもの等は有効期間内であっても取り替えること。

◆計量法 第2条第2項(取引及び証明の定義)この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

## 2.6 浄水器等の設置に関する取扱い

浄水器・軟水器及び活水器(以下浄水器等)を設置するときは、次に掲げるところによる。

### 2.6.1 設置手続き

設置を希望するときは、指定工事業者に一般の新設又は改造工事の委託をし、次に掲げる事項を記載した「浄水器等設置申請書」(様式サ)及び「認証登録証」を管理者に提出すること。

- (1) 所在地
- (2) 水栓番号(お客さま番号)
- (3) 浄水器等の型式名

### 2.6.2 設置

- (1) 浄水器等の手前に給水栓を設け、水質検査ができるようにする。
- (2) 設置する位置等については、5.6の(2)に規定するものとする。

### 2.6.3 維持管理

- (1) 水道局の水質責任範囲は、浄水器等の上流側までとし、これより下流側は設置者(所有者)の自己責任とする。
- (2) 水道局が対応する水質検査は、原則として浄水器等の上流側の水栓で行うものとする。

## 2.7 特定施設水道直結式スプリンクラー設備に関する取扱い

特定施設水道直結型スプリンクラーを設置するときは、次に掲げるところによる。

### 2.7.1 設置手続き

申込者から設計施工依頼があったときは、給水方式及び給水管口径にかかわらず各種

必要事項について消防設備士と事前協議のうえ、給水装置工事申込書を提出する際に「特定施設水道連結式スプリンクラー設備設置申請書」（別記様式第2号を管理者に提出すること。

### 2.7.2 設置にあたっての留意事項

- (1) スプリンクラー設備について消防法の規程によるところは、消防設備士が責任を負うことから、指定工事業者は消防設備士との事前打ち合わせ及び指導のもとに設置すること。
- (2) 分岐からスプリンクラーヘッドまでの水理計算は、消防設備士が行うことから、これに際し必要な配水状況等（最小動水圧、配水管布設状況及び増圧ポンプ設置の可否等）の情報を提供すること。

### 2.7.3 設置基準

- (1) スプリンクラー設備は、消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に適合するものであること。
- (2) スプリンクラーヘッド各栓の放水量は15ℓ/分以上の放水量が必要であること。また、スプリンクラーヘッドが最大4栓同時放水の合計放水量を確保できるよう設計すること。
- (3) スプリンクラーヘッドの継手には、停滞水の生じない構造のものを使用すること。
- (4) スプリンクラー設備配管の最末端には、通常使用する飲用しない給水栓等を設けること。
- (5) スプリンクラー設備の配管については、5.1.4立上り及び露出配管と支持による施工を原則とする。

### 2.7.4 その他

- (1) 2.7.3設置基準の(2)及び(3)の事項が満たされない場合は、配水管から分岐する給水管口径の増径、受水槽や増圧ポンプの設置、建築物の内装の耐火性を向上させるなどの措置が必要になるので、消防署等に相談すること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の設計は、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定していることを利用者に周知すること。
- (3) 災害その他正当な理由によって給水が停止した場合（断水や水圧の低下等）の対応についても計画すること。